

学校における働き方改革 北海道アクション・プラン

平成30年3月

北海道教育委員会

はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、道内全ての学校で、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が、平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果では、前回調査（平成20年度）や国の教員勤務実態調査と比較して、改善は見られるものの、

- ・ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割、高等学校で3割を超えている。

また、教頭に至っては、小・中学校とも7割、高等学校で6割を超え、特別支援学校では3割となっている。

- ・ 教頭については、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・ 教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。

等の課題が明らかになっています。

これまで、道教委では、平成21年度に「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」を策定し、学校等の事務処理体制の改善、部活動指導の実施体制の検討など、6つの基本方向に基づき、定時退勤日の徹底、部活動休養日の設定などの取組を進めるとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、国に対して「新たな定数改善計画の早期策定」や「部活動指導員の任用に係る財源措置の創設」、「校務支援システムの導入等に係る財源措置の充実」、「変形労働時間制の期間の拡大」などについて要望を行ってきており、今後とも強く要望することとしているところですが、更なる取組の充実が喫緊の課題となっているところです。

こうした状況を踏まえ、道教委では、平成29年10月に「学校における働き方改革推進プロジェクトチーム」を庁内に設置し、働き方改革を推進する体制を整備するとともに、この度、道教委が主導して、道内の全ての学校において、働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成することといたしました。

作成に当たっては、道立高校の約3分の1に当たる67校の管理職員や教員と意見交換を行うほか、小学校、中学校、特別支援学校の教員とのTV会議における意見交換、時間外勤務等縮減推進会議、部活動関係者会議での議論も経るなど、実効性ある取組に向け、市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）や学校などとの連携を重視いたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めてまいりたいと考えています。

1 働き方改革に関する国の動き

- ・ 平成29年6月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省）
- ・ 平成29年8月、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中教審初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会）
- ・ 平成29年12月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ)」（中教審）
- ・ 平成29年12月、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）

2 アクション・プランの性格

- ・ 本プランは、道内の全ての学校が働き方改革を進めるため、道教委が策定し、市町村教委の取組を促すものである。
- ・ 道教委が作成する新しい教育計画において、教員の時間外勤務等の縮減や外部人材の活用に向けた取組を、喫緊に対応すべき重点取組に位置付け、着実に取り組むこととしている。
- ・ 本プランについては、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

3 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

4 教育委員会及び学校の役割

(1) 道教委の役割

- ・ 道立学校における働き方改革を進めるための取組を実施する。
- ・ 市町村教委が、市町村立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を促すとともに、取組を行うための支援を行う。

(2) 市町村教委の役割

- ・ 市町村立学校における働き方改革を進めるための計画等を作成する。
- ・ 市町村立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

(3) 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。

- ・ 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

5 アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から32年度までの3年間とする。

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにする。

この目標を達成するため、道教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととする。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

1	部活動休養日を完全に実施（年間73日）している部活動の割合	…100%
2	変形労働時間制を活用している学校の割合	…100%
3	定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	…100%
4	学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	…100%

6 推進体制と取組の検証・改善

(1) 推進体制

教育部長を座長とし、本庁及び各教育局の局長、本庁の課長で構成する「学校における働き方改革実現本部（仮称）」を設置するとともに、本プランを一元的に管理するため、担当部署を設置する。

(2) 取組の検証・改善

道教委は、毎年度、進捗状況を把握し、有識者等で構成する時間外勤務等縮減推進会議や道教委の学校における働き方改革実現本部における議論を通して取組を検証し、検証結果及び国の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

(3) 検証結果の提供

道教委は、市町村教委及び学校がPDCAサイクルを活用して、計画的に学校における働き方改革に向けた取組を進めるため、市町村教委及び学校に対して、検証結果を提供し、学校現場において、取組の進捗状況を容易に把握することができるようにする。

7 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の

質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、道教委においても、市町村教委や北海道PTA連合会、北海道高等学校PTA連合会、北海道特別支援教育関係PTA連絡協議会と連携するなどしながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

8 具体的な取組

- ・ 道教委は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。
- ・ 学校は、校種をはじめ、各学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて、次の取組を行う。

action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 道教委は、道立学校に対して、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、部活動指導員等の専門スタッフの配置を進める。
- ・ なお、道教委は、市町村教委に対して、スクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の派遣や配置の支援を行う。

(2) ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実

- ・ 道教委は、校種に応じて次のような教材や資料等をホームページに掲載するなどして支援する。

【小学校】

各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例等、特に中学年での外国語活動の導入や高学年での教科化に向けて、文部科学省が作成した教室用デジタル教材や、教員用指導書、学習指導案例、ワークシートなど授業準備に役立つ資料を含め、新学習指導要領に対応した教材等

【中学校】

各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例

【高等学校】

モデル別教材、学力テストの結果を踏まえた実践例

【特別支援学校】

個別の指導計画の作成を支援するための資料

(3) 校務支援システムの導入促進

- ・ 道教委は、成績処理などを行う教務支援システムやメール機能などを有す

るグループウェアを備えた「北海道公立学校校務支援システム」を平成24年度から全道立学校に導入しており、今後、学習指導要領の改訂に合わせてシステムの改善等を検討する。

- ・ なお、道教委は、市町村立学校においても校務支援システムの導入や活用が図られるよう、普及啓発を図る。

○北海道公立学校校務支援システム導入学校数（H29. 4. 1 現在）	
小学校・中学校	41自治体、211校
高等学校・特別支援学校	道立学校267校、市町村立学校15校

（４）地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進（コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の取組の推進）

- ・ 道教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入などを進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

（５）給食費の公会計化の促進及び徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 道教委は、市町村教委に対して、徴収・管理等の業務（未納者対応を含む。）を、学校の設置者である地方公共団体が行うよう働きかけるとともに、学校が関与しなければならない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲するなど、教員の業務としないようにすることを促す。

action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

（１）部活動休養日等の完全実施

- ・ 道教委は、生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。
- ・ スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、必要な見直しを行う。

① 部活動休養日の実施

- ・ 毎週1日以上は、休養日を実施すること（年間52日以上）
- ・ 月に1日以上は、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施すること（年間12日以上）
- ・ 学校閉庁日は部活動休養日とすること（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日）
 - ・ 上記を基本に1年の1/5以上の休養日を実施すること

$$365日 \times 1/5 = 73日$$

$$週 1日52日 + 月 1日12日 + 学校閉庁日 9日 = 73日$$

※1 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと

※2 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（※4）は、代替の休養日を実施すること

② 部活動の活動時間

- ・ 平日は2～3時間程度で終了すること（生徒の最終下校時刻を設定）
- ・ 土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、半日程度で終了すること

※3 大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合

※4 高体連、高文連、高野連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合

（2）部活動指導員の配置等

- ・ 道教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、道立学校に部活動指導員を配置する。
- ・ 各学校においては、教員の専門性や校務分担の状況、負担の度合い等を踏まえ、効果的に活用する。
- ・ なお、道教委は、部活動の効果的、効率的な活動に取り組む市町村教委に対して、部活動指導員の効果的な配置の支援を行う。

（3）複数顧問の効果的な活用

- ・ 道教委は、可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行うよう、学校に対して指導・助言を行う。

（4）中体連、高体連、高文連、各競技団体との連携・協力等

- ・ 道教委は、中体連や高体連、高文連、高野連等の関係団体と連携、協力して、部活動休養日の完全実施などの取組を進めるとともに、道体育協会や競技団体、文化団体等に対して、大会やコンクール等の見直しを要請する。
- ・ 各学校においては、出場する大会やコンクール等を精選するよう努める。
- ・ 道教委は、大会・コンクール等の主催者に対して、部活動指導員による引率や、複数の学校による合同チーム、地域スポーツクラブ等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正等を行うよう要請する。

（5）学校規模に応じた部活動数の適正化等

- ・ 道教委は、小規模の学校においては、部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合

同部活動や総合型地域スポーツクラブとの連携等を積極的に進める。

action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 道教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、道立学校職員対象の「ワークライフバランスの指針（仮称）」を作成する。

その中で、月2回以上の「定時退勤日」（例えば「家庭の日」（給与・手当支給日）、「健康管理の日」（毎週水曜日）、「消灯時間の設定」等学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進める。

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 道教委は、道立学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとし、各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとする。
- ・ 道教委は、管理職員だけでなく、学校の職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方に関する研修の実施を検討するとともに、職員一人一人が働き方改革の意識をもって進めるため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、全職員で取り組むことや1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 道教委は、道立学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。
- ・ なお、道教委は、市町村教委に対し、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定するよう促す。

① 実施目的

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

- ・ 8月15日前後の特定の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）

- ・ 年末年始の休日は、全道統一の学校閉庁日とする
- ③ 服務上の取扱等
 - ・ 年休、夏休、振替等
 - ・ 休暇取得を強制しない
 - ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要
 - ・ 部活動休養日に設定
- ④ 保護者への周知
 - ・ 道教委が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出

(4) 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

- ・ 勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることを踏まえ、道教委では、道立学校において、具体的な方法について検討の上、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを、可能な限り早期に構築する。
- ・ 学校においては、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

(5) 管理職員のマネジメント研修の実施

- ・ 道教委は、学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職員のマネジメントが重要であるため、新任校長、新任教頭、新任事務長研修において職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力を養成する内容を重点に位置付け、実施する。
- ・ 道教委は、管理職員選考において、マネジメント能力を評価することについて検討する。

(6) 副校長・主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 道教委は、学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、副校長・主幹教諭の配置を推進等する。
- ・ 道教委は、学校が学習指導・生徒指導等に関する様々な課題に対応するため、いじめ問題など生徒指導上の諸課題に対応するための教員などの配置について、国の加配を活用するなど、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図る。

(7) 教員と事務職員との役割分担の見直し

- ・ 中教審の「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」

において示された代表的な業務の在り方に関する考え方を踏まえ、学校や教員が担うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、国の動向を注視しながら学校や教員、事務職員等の標準職務の明確化を検討するとともに、学校管理規則に適切に位置付けることについても、併せて検討を進める。

- ・ 道教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、従来の学校事務の効率化を図るとともに、国の加配の活用などにより、その役割の拡大に応じた学校事務体制の充実に向け、学校事務の共同実施などについて検討を進めるほか、事務職員の研修内容の充実を図る。

action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

- ・ 道教委は、教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、廃止や縮小、他の調査との統合など、実施の必要性を踏まえて調査業務の見直しを行ってきており、今後も、調査の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。
- ・ 道教委は、各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進める。
- ・ 道教委は、民間団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。
- ・ なお、道教委は、市町村教委に対し、学校を対象として行う調査業務の見直しを促す。

(2) 勤務時間等の制度改善

- ・ 道教委では、平成22年度以降、4週の間内での変形労働時間制を導入し、随時対象業務を拡大してきたほか、休憩時間に係る制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、職員の勤務時間に係る制度改善を行うとともに、これらの制度が有効に活用されるよう、学校に対して指導してきたところであり、今後も、国や他都府県の動向を注視しながら、更なる制度改善に取り組む。

(3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 道教委は、道立学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、道立学校総括安全衛生委員会を開催し、ストレスチェックや面接指導等の実施状況について情報共有や意見交換を行う。
- ・ また、道立学校において、職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき、衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制の整備を促進するとともに、過重労働となる

職員がいる場合は、産業医等に報告する。

- ・ なお、道教委は、市町村教委が実施する労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の整備状況やストレスチェックの実施状況を定期的に把握し、その結果に基づき、必要に応じて、市町村教委に対し改善に向けた助言を行う。

(4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 道教委は、生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合に、心理的、福祉的、法的側面など、専門的な見地からの助言や支援を行うため、学識経験者や臨床心理士、弁護士、医師などで構成している「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の活用を促す。

(5) 学校行事の精選・見直し

- ・ 道教委は、各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

(6) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 道教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、文部科学省が行う予定の取組を参考としつつ、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・ 道教委は、学校単位で作成される計画が、計画の内容や学校の実情に応じて、業務の適正化を図る観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、可能な限り統合して作成されるよう、指導・助言を行う。
- ・ 道教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教員が協力して作成し共有化するなどの取組を推進する。
- ・ 道教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ&ビルドの観点に立ち、整理していくとともに、必要に応じて、PDCAサイクルの中で活用しやすい計画等のひな形を提示する。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 道教委は、学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう指導・助言を行う。